

#### (4) 学習・交流分野

「一人ひとりが環境について学び、地域社会人（地域社会を担う人々）の和が広がる社会」に向けた取組の基本方針です。

- 【基本方針 4-1】 学校教育・幼児教育における環境学習を推し進めます
- 【基本方針 4-2】 生涯教育・社会教育における環境学習を推し進めます
- 【基本方針 4-3】 環境づくり・地域づくりを担うコミュニティを発展させます

取組  
52 頁

取組  
53 頁

取組  
55 頁

#### (5) 体制分野

「市民・事業者・行政の協働\*により、幸手の環境づくりを推し進める体制」に向けた取組の基本方針です。

- 【基本方針 5-1】 環境行政への市民参画と、市民・事業者・行政の協働\*を推し進めます
- 【基本方針 5-2】 環境・地域の情報を共有・周知し、一人ひとりの意識を高めていきます
- 【基本方針 5-3】 各種団体・事業者による環境への取組を活発にします
- 【基本方針 5-4】 広域的な環境行政を推し進めます

取組  
56 頁

取組  
57 頁

取組  
58 頁

取組  
58 頁

## 5 重点目標

重点目標は、幅広い環境の課題の中で、重点的に取り組みたい事柄について取組を束ねるものです。本計画の最も特徴的な部分であり、実際の協働と将来の検証のわかりやすい目安となります。計画初年度から 20 年後を目標年度としています。

前述の取組の基本方針に見られるように環境の課題は様々で、全てに等しく対応することは容易ではありません。また、風土や地域性とも深い関係があります。そこで、幸手で特に大切なこと、すぐに取り組みたいことについて、重点目標の下に協働の取組指標を表し、それらの進行についての検証の目安を設けています。

これらを核として、計画の具体化と進行管理を進めていきます。また、市民・事業者・行政の協働が重要となることから、この内容を基にした行動計画（別冊）も作成しています。

## (1) 健康な生活と健全な生態系が育まれる環境をつくる重点目標

重点  
目標

# 身近な環境の安心・安全

### ◆背景◆

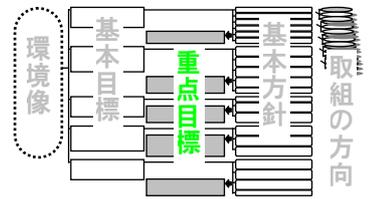
- 全国的に典型7公害\*に代表される大きな公害問題はほとんど見られなくなり、幸手でも目立った産業公害は生じていません。しかし、自動車・建物・ごみなどの生活に密着した身近な物や環境が、健康などに影響を及ぼすことへの不安・関心が高まっているほか、中小河川・水路の汚濁が進んでいます。また、騒音・振動・悪臭による近隣への迷惑も少なからず生じています。
- 市街地では下水道、その他では農業集落排水\*や合併処理浄化槽\*・コミュニティプラント\*による生活排水対策を進めていますが、普及が遅れています。
- 幸手の用水・水道は、ダム・堰を用いて利根川から確保され、排水は江戸川に流されて下流域で使われたりしながら東京湾に入ります。地表の水は蒸発し、雨となって上流の森林に降り、河川の源となります。幸手の水は、市民生活や市域の環境だけでなく、上流の森林、下流の水質、流域の水害などとも関わる大きな環境の課題ととらえることができます。
- 大雨により、中小河川の氾濫や内水氾濫\*が生じることがあります。

行政が導入した低公害車



市街地を流れる倉松川





◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
行政の車両に、低公害車*を使います	公用車の買い換えの時に低公害車*が導入されること
低公害車*を使う意識を高めます	意識調査において、低公害車*の利用者が増えていくこと
エコドライブ*の意識を高めます	意識調査において、エコドライブ*の実践者が増えていくこと
自動車に頼りすぎず、歩いたり、自転車を使う意識を高めます	意識調査において、自動車に頼りすぎない生活意識が高まっていくこと
公共施設において、建材の健康への安全性を確保します	全公共施設で安全が確認されること
違法な野焼き・自家焼却を無くします	通報・指導の減少傾向が続くこと
化学物質に関する新しく正しい知識を、市民が学べるようにします	公開情報が整備され、講座などが開催されること
事業者が大量に扱っている化学物質を、市民がわかるようにします	事業者の情報公開が定着すること
用排水路の水質を改善します	<b>BOD*</b> 値・ <b>大腸菌群数*</b> の改善傾向が維持されること
冬でも水路に水が流れるようにします	主要用水路における冬季通水が実現すること
水循環を考慮しながら生活排水を浄化します	生活排水処理率平成 13 年度 48.1%に対して、平成 19 年度 65.7%、平成 24 年度 80.2%、平成 29 年度 88.5%が実現すること。 (一般廃棄物処理基本計画による)
雨水貯留・浸透設備を増やします	公園緑地の整備が進むこと  学校校庭において調節池機能が拡充されること

(2) 大量消費・大量廃棄がもたらす問題について、一人ひとりがしっかり考えて行動する循環型社会をつくる重点目標

重点  
目標

## 有機物の環

### ◆背景◆

- 幸手の家庭から出る燃やせるごみの中で、食材などの生ごみの重量の割合が大きいことから、生ごみ対策が重要な課題となっています。
- 樹木や草草が豊かな地域であるため、剪定ごみなども多くなっています。
- 現在の農作業では稲わらなどの野外焼却は認められていますが、煙・臭気への対策を求める声も多くなっています。
- 食品リサイクル法\*によって、食品関連産業から出る食品廃棄物の再生利用が進められています。
- 総じて、こういった有機物のごみの資源化や土への還元を、循環型社会に向けた課題ととらえることができます。

緑の管理



家庭の庭木のごみ



◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
燃やせるごみの中の生ごみを減らします	<p>意識調査において、生ごみ減量化の意識が定着すること</p> <p>意識調査や生ごみ処理容器等購入補助制度において、生ごみ自家処理の数が増えていること</p> <p>ごみ減量化が、平成 15～19 年度 4%、平成 20～24 年度 5%、平成 25～29 年度 6%を実現すること （一般廃棄物処理基本計画による）</p>
家庭・事業所や、農作業、剪定などから出る有機物のごみの分別・資源化・還元を行います	<p>公共的な緑から出る剪定ごみの全量が資源化・還元されること</p> <p>有機物のごみの分別・資源化・還元の行動と仕組みが定着すること</p>
生ごみ堆肥化のモデル事業を行います	生ごみ堆肥化に関する事業が実現すること

腐葉土づくり



生ごみの自家処理（コンポスト）



## 不用品活用・再生資材活用の環

### ◆背景◆

- 資源の循環利用に関しては、循環の速さも考慮する必要があります。再生利用でも資源・エネルギーは使われるため、大量消費を抑えるためには、物を大切にしておいて長期間使うことが必要です。
- 最近では、物余りや価値観の変化などから、様々な中古品活用（中古品商売、フリーマーケット、インターネットでの個人売買など）が活発になっています。
- 容器包装リサイクル法\*によって、全国的に容器包装廃棄物の分別収集と再生利用や、リターナブル容器\*の普及が進められています。行政でも資源ごみ分別収集を行っています。
- 建設リサイクル法\*によって、全国的に建設資材の分別解体や再資源化などが進められています。行政でも公共工事に関する要項を定めて、建設残土再利用、アスファルト・コンクリートの再生、再生材の利用に努めています。
- 資源有効利用促進法\*によって、業種や製品ごとに基準が定められ、再生資源・再生部品の利用が進められています。
- グリーン購入法\*によって、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入\*の普及が進められています。行政でも再生紙利用などに取り組んでいます。



粗大ごみ



◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
家庭の不用品や粗大ごみなどのリユーズ*（再利用）市（いち）をつくります	リユーズ*（再利用）市（いち）が実現すること
全ての家庭で、資源ごみを適切に分別し、収集に出します	ごみ資源化が、平成 19 年度 27%、平成 24 年度 28%、平成 29 年度 29%を実現すること （一般廃棄物処理基本計画による）
全ての事業所で、容器・包装・事務用品などのごみの分別と、グリーン購入*を行います	意識調査において、ごみの分別とグリーン購入*の実践数が増えていくこと
行政のグリーン購入*を拡充します	グリーン購入法*に沿って全面的なグリーン調達が行われること
公共工事における再生資材利用を拡充します	再生資材利用が拡充されること
容器・包装などのリサイクル*（再生）について、新しく正しい知識を市民が学べるようにします	公開情報が整備され、講座などが開催されること

資源ごみの分別

かん	びん	ペットボトル	白色トレイ
<p><b>だせるもの</b></p> <p>○食料用、飲料用のかん</p>  <p>中を水洗いする</p> <p>※ふたは手洗いでしてください</p>  <p>オレンジ色のコンテナに、つぶさないでください</p>  <p><b>だせないもの</b></p> <p>塗料用、車両用オイルかん等</p> <p>（不燃ごみでしてください）</p>	<p><b>だせるもの</b></p> <p>○食料用、飲料用のびん</p> <p>ビールびんや一升びんは、できるだけ残った酒類さんなどへ返却してください。</p>  <p>ふたを取る 中を水洗いする</p> <p>※ふたは手洗いでしてください</p>  <p>赤色のコンテナに、横にむかしてってください</p>  <p><b>だせないもの</b></p> <p>医薬用びん、化粧用びん、農業用びん、その他食料用以外で使われたびん、割れているびん</p> <p>（不燃ごみでしてください）</p>	<p><b>だせるもの</b></p> <p>○表示マーク♻️のついているペットボトル</p>  <p>ふたを取る 中を水洗いする</p> <p>※ふたは手洗いでしてください</p>  <p>緑色のネット袋に、つぶしてからしてください</p>  <p><b>だせないもの</b></p> <p>表示マーク♻️のついていないもの</p> <p>（不燃ごみでしてください）</p>	<p><b>だせるもの</b></p> <p>○白色の発泡スチロール製トレイ （洗剤・糊・油・塗料類が入っていない状態）</p>  <p>きれいに洗って乾かす</p>  <p>↓</p> <p>黄色のネット袋に入れ てください</p>  <p><b>だせないもの</b></p> <p>食料系・糊付きトレイ、カップ類のトレイ、銀色のトレイ、糊が付着しているトレイ等のトレイ、洗っていないトレイ このほか発泡スチロール製で缶・トレイ類、プラスチック製の容器ごみでしてください ※糊・油の付着、塗料の付着は回収できません</p>

(3) 歴史・自然・人への優しさを大切にし、共生する心を育てる  
美しいまちをつくる重点目標

重点  
目標

## 身近な植物・動物との共生

### ◆背景◆

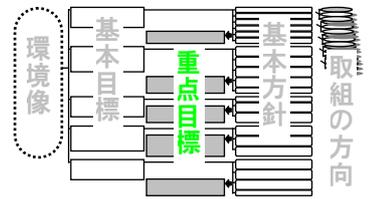
- 幸手には原生林のような自然はありませんが、田畑・屋敷林・草地・水辺などが混在し、様々な植物・動物が生きてきました。昔は、植物・動物とふれあいながら人々が暮らして子どもが育ち、感性・知性や文化といったことが育まれていました。
- 国の環境基本計画における長期目標のひとつに共生\*が掲げられ、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生\*を確保するとされています。また、平成15年1月には自然再生推進法\*が施行されました。
- 幸手では、都市化や農業の変化が進んで身近な植物・動物が少なくなった中で、教育・生活のうるおい・環境保全などの面から、改めて自然とのふれあい・共生を求める意識が、子どもから大人まで広がりつつあります。
- 屋敷林・社寺林・街路樹などの樹木は、二酸化炭素の吸収や大気浄化、市街地の高温化（ヒートアイランド現象\*）の抑制などにも役立ちます。
- 行政は、水と緑の基本計画に基づいて、公園・緑地の整備、水辺・緑の保全などを行っています。

天神神社近くに昔からあるハンノキ並木



耕作されていない水田





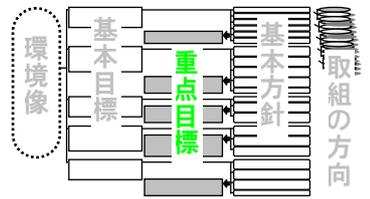
◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
植物・動物と共生*する意識を高めます	意識調査において、身近な自然を大切に、自然と共にある暮らしを心がける意識が高まっていくこと
公共事業において、自然らしさや生き物の生息を確保し、自然の良さを取り戻します	江戸川・中川の多様な生物の生息環境が確保されること 倉松川など河川・水路の多自然型護岸が整備されること（水と緑の基本計画による） 公園緑地・公共施設敷地におけるビオトープ*が実現すること（水と緑の基本計画による）
希少種・貴重種の調査・保護を行います	希少種・貴重種に関する調査・保護活動が続くこと
公園緑地を今の4倍（約98ha）に増やします	平成32年までに、街区公園18ヶ所、近隣公園7ヶ所、地区公園1ヶ所、総合公園1ヶ所、歴史公園1ヶ所、広域公園1ヶ所（権現堂公園）が開設されること（水と緑の基本計画による）
市域面積の約6割（約1,898ha）を緑地（林・田・畑・草地荒地・水面）として確保します	平成14年時点の緑地約2,239haに対して、平成32年に担保性のある緑地（公園・農用地・河川区域など）約1,503ha、担保性のない緑地（樹林地、農用地区域外の農地など）約395ha、計約1,898haが確保されること（水と緑の基本計画による）
市街地における緑視率*（写真上で視覚的な緑の量を測ったもの）約30%を確保します	生垣・庭木などへの助成、桜保存制度、保存樹・保存樹林制度、社寺林保全への住民参加、地区計画・緑化協定、商業地・商業施設の緑化、水路の緑道化が実現すること（水と緑の基本計画による）
屋敷林・社寺林・街路樹などの高木1万本を保全・確保します	高木1万本の保全・確保事業が実現すること（水と緑の基本計画による）
圏央道幸手インターチェンジ周辺については、自然環境に配慮した整備を行います	緑地帯、緑豊かな新市街地、緑を活かした総合公園が実現し、倉松川沿いの社寺林・屋敷林や水辺生態系が保全されること（水と緑の基本計画の圏央道周辺及びIC周辺地区整備方針による）

# 人に優しく、水とふれあえるまち

## ◆背景◆

- 生活面で魅力と特徴のあるまちとしていくためには、高齢者・障害者や子どもたちものびのびゆったりと歩いたり遊んだりできること、良質な住宅や美しい街並みが見られること、都市機能がまとまり人々が集まりやすいこと、自動車の弊害が解消されることなどが大切です。
- 人口構成の高齢化は今後も進むと予測されます。
- 道路が整備され自動車が増える中で、歩行者の安全性・快適性、自転車の安全性・利便性、子どもの遊び場、バリアフリー\*などの確保が遅れています。
- 美しい街並みづくりには、建物・道路設備・広告物の景観、ごみ、緑などが主な課題となります。
- 街路灯・野外照明は交通安全・防犯に重要なものですが、落ち着いた雰囲気や、星空の景観が損なわれる場合もあります。稲の生育時期には消灯する配慮も行われています。
- 昔の幸手では、農業や運送に川や水路を使い、井戸水を生活に利用し、子どもたちは水辺で遊んだりする一方、水害に悩まされるといった中で、水の文化がありました。しかし現在、産業・生活の変化、都市化、農地整備、濁水、汚濁などに伴い、水とのふれあいは少なくなりました。
- 行政は、水と緑の基本計画に基づいて、公園・緑地の整備、道路・施設の緑化、水辺・緑の保全などを行っています。

◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
景観形成計画を策定し、景観づくりを推し進めます	効果的な景観形成計画が策定されること (総合振興計画による)
ごみの散乱と不適正なごみ出しを無くします	収集業務において改善傾向が続くこと
歩道・公園・公共交通機関・公共公益施設などのバリアフリー*化を行います	幸手停車場線などの歩道、幸手駅・駅前広場、バス・バス停、公園などの施設におけるバリアフリー*化が実現すること (都市計画基本方針による)
光害に配慮した形態・配置の街路灯・野外照明を普及させます	野外照明に関する調査が行われ、ガイドラインが整備されること



◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
幸手駅及び周辺の整備と、地元による自主的管理を行います	街路樹、沿道の緑化修景、西口の広場・水路の親水空間、公園・ポケットパーク、ふれあい散策路のネットワーク、生産緑地を活用した市民農園、地区計画・緑化協定が実現すること (水と緑の基本計画の中心市街地区整備方針による)
街並みに花や木陰・日陰を増やし、街路樹約7千本を確保します	都市計画道路(総延長約 <b>38km</b> )を中心として街路樹が整備されること (水と緑の基本計画の高木1万本の保全・確保事業による) <b>再掲</b>
市街地の緑視率(写真上で視覚的な緑の量を測ったもの)約 <b>30%</b> を確保します	生垣・庭木などへの助成、桜保存制度、保存樹・保存樹林制度、社寺林保全への住民参加、地区計画・緑化協定、商業地・商業施設の緑化、水路の緑道化が実現すること (水と緑の基本計画による) <b>再掲</b>
身近な公園である住区基幹公園を今の約 <b>4.5倍</b> (約 <b>28ha</b> )を増やします	平成 <b>32</b> 年までに、街区公園 <b>18</b> ヶ所、近隣公園 <b>7</b> ヶ所、地区公園 <b>1</b> ヶ所が開設されること (水と緑の基本計画による) <b>再掲</b>
公園緑地や水辺を結び、歩行者・自転車のためのふれあい散策路をつくります	中川沿いのふれあい散策路の延伸、倉松川・江戸川に沿うふれあい散策路の整備が実現すること (水と緑の基本計画による)
市街地内の水路をもとにして緑道をつくります	緑道 <b>11</b> ヶ所が整備されること (水と緑の基本計画による)
江戸川河川敷において地域性緑地を定め、江戸川周辺の重点的な緑化を推し進めます	遊歩道、木陰・休憩施設、歴史公園、多様な生物の生息環境の確保、沿川の公園・社寺・公共施設との一体化、屋敷林・社寺林の保全、沿川の施設における景観対策が実現すること (水と緑の基本計画の江戸川周辺地区整備方針による)
中川周辺・高須賀池周辺の重点的な緑化を推し進めます	中川周辺において、木陰・休憩施設、徒歩や自転車による利用アクセスの改善、沿川の公園・社寺・公共施設との一体化、屋敷林・社寺林の保全、生活道路の緑化が実現すること (水と緑の基本計画の中川周辺地区整備方針による) 高須賀池周辺において、自然の水辺、環境学習ゾーン、レクリエーション空間、集落の生垣、屋敷林の保全、水質改善が実現すること (水と緑の基本計画の高須賀池周辺地区整備方針による)
権現堂桜堤・行幸湖の魅力を増進します	権現堂公園が開設されること (水と緑の基本計画による)
倉松川周辺の重点的な緑化を推し進めます	木陰・休憩施設、自然を残した護岸、徒歩や自転車による利用アクセスの改善、ふれあい散策路に対応した公共施設のデザイン、住宅地内部の公園緑地とのネットワーク化、屋敷林・社寺林の保全、親水性の向上、水質改善が実現すること (水と緑の基本計画の倉松川周辺整備方針による)
市民による公園緑地の自主的管理を行います	市民参加システムが実現すること (水と緑の基本計画による)

(4) 一人ひとりが環境について学び、地域社会人（地域社会を担う人々）の和が広がる社会をつくる重点目標

重点  
目標

## 子どもの体験学習

### ◆背景◆

- 昔の幸手では、子どもは農作業・暮らしや遊びの中で自然を体験しながら育ちました。
- 今の子どもの生活においては、川遊びや農作業の手伝いはほとんど無くなり、自由な遊び場や生き物が減るなど、野外でのびのびと自然を体験する機会が失われつつあります。
- 子どもの頃から日常的に自然や農作に接することは、それらを身近なものとして感じて理解することや、情操面・健康面の成長にとって大切なことです。
- 環境に配慮する意識や生活習慣が身につくためには、子どもの頃の教育・しつけが重要です。
- 小中学校では、環境を守ろうとする心と態度の育成を目指し、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを通して、環境教育を進めています。
- 一部の小学校・学童保育などで、環境省が進めている「こどもエコクラブ\*」が活用されています。
- 大人においても、子どもと体験を共にすることで、環境への理解や関心が高められます。
- 平成15年10月に、環境教育推進法\*が施行され、環境保全のための意欲の増進と環境教育を推し進めていく基本的な方向性が示されました。



石鯿作りの体験



水質検査の体験

◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
小中学校で、自然体験学習を充実させます	意識調査において、学校での自然体験の充実傾向が続くこと
小中学校で、食農教育を充実させます	意識調査において、学校での食と農を通じた環境学習の充実傾向が続くこと
小中学校におけるグリーンコンシューマー*（循環型のライフスタイルを選択する消費者）教育を、リサイクル*活動などを通じて発展させます	意識調査において、学校でのリサイクル*などの実践の充実傾向が続くこと
「こどもエコクラブ*」を発展させます	「こどもエコクラブ*」の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
子ども・家庭・学校に向けて、環境家族宣言などの働きかけを行います	子ども・家庭・学校に向けた働きかけが展開していくこと
子ども・家庭・学校が参加する、環境まつりなどの啓発活動・体験活動を行います	子ども・家庭・学校が参加する活動の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
ビオトープ*・体験農園など、子どもの体験学習の場・施設を充実させます	子どもの体験学習の場・施設が拡充されること



いらなくなったものを活用して作ったパネル

## ◆背景◆

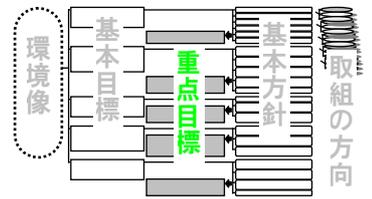
- 昔の幸手では、地域社会が問題解決や啓発・指導の大きな役割を担っていました。今日、地域社会を担う市民が減り、行政などがその替わりを務めるようになりましたが、それでは解決できない問題が多くあります。
- 地域社会・地域環境への意識・理解において、農家や昔からの住民と比較的新しい都市住民との間には様々な違いが見られます。
- 夏まつりをはじめとした神社の祭礼や、桜まつりなどの行事が多く行われています。また、かつての農村集落には豊穰を祈る「おびしゃ」という行事がありました。今ではその多くが見られなくなりましたが、まだ受け継いでいるところもあります。古いものから新しいものまで、地域の文化活動は人々を結びつける力となります。
- 環境問題の解決や環境づくりには、人々の連帯が必要です。
- 環境に対する見方は立場・場面によって様々であり、一方的な働きかけでは意識・行動は変わらないことから、意見交換・議論を通して互いに学び合い、自ら考えることが大切です。
- わかりやすい身近なことから取組を広めていくことも有効です。

伝統行事のささら獅子舞



地域で受け継がれてきた天神神社





◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
環境についての意見交換・議論を進める市民会議を行います	市民会議の内容の充実、活動の継続、参加者の増加がみられること
環境まつり、学習講座などの啓発行事を行います	啓発行事の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
地域社会活動を発展させます	地域社会活動の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
グリーンコンシューマー*（循環型のライフスタイルを選択する消費者）の普及活動を支援します	意識調査においてグリーンコンシューマー*が増えていくこと
先導的に行動するリーダー的市民・事業者などの支援・育成を行います	リーダー的市民・事業者などが増えていくこと
地産・地消、資源循環利用など、市民の交流・連帯を進める活動を行います	市民の交流・連帯を進める活動の内容の充実、活動の継続、参加者の増加がみられること
伝統的な祭事・行事など、地域社会の文化活動を継承します	地域社会の伝統行事が継承され、文化活動の発展傾向が続くこと

花いっぱい運動



第1回ふれあい環境まつり



## ◆背景◆

- 農地が幸手市域の半分ほどを占めていることから、そこで使われる農薬・肥料は、水・土・大気の質や身近な化学物質の影響、さらに農作物・野生生物・生態系などにも関わるものとしてとらえることができます。
- 全国的にも幸手においても、消費者の側からは、農作物・農地について一層の安全性・健全性、減農薬・有機栽培を求める風潮が高まっています。特に成長過程にある子どもの食生活や給食への関心が高まっています。その一方で、生産者にとっては、商品作物の減農薬・有機栽培などは、手間・時間のかかる困難な仕事です。
- 消費行動や政策などを背景として、稲作が主体である幸手の農業経営は極めて厳しい状況にあります。担い手の減少・高齢化が進み、休耕地が増える傾向が見られることから、将来の土地の保全・管理が懸念されています。
- 農作物を地元でつくり消費する地産・地消\*は、生産者・消費者がともに環境を考え、次世代の健康を育み、自ら地域をつくる行動の一環となります。
- 市（いち）、農地保全、市民農園・園芸などを通じて、農家と都市住民が交流・連携することから、生産者と消費者の互いの姿が見える信頼関係や、地域づくりへの連帯を育むことが期待できます。

水田と稲



◆協働の取組指標◆

◆検証の目安◆

地産・地消*と交流・情報交換を育む市（いち）・流通をつくります	地産・地消*の市（いち）・流通が実現すること
全ての学校・保育所で、地元で作る安全な農作物が食べられるようにします	学校・保育所において地元産の安全な農作物の優先購入が実現すること
都市住民の参加・協力による農地保全活動を行います	都市住民が参加する農地保全活動が実現すること
市民農園の整備・運営に、農家の知識・能力が活かされるようにします	市民農園において農家と都市住民との交流・協力が実現すること
都市住民が一定期間農作業を体験できる施設を貸し出す制度をつくります	農作業体験施設の貸し出し制度が整備されること (水と緑の基本計画による)



家庭菜園



地元産物の販売

(5) 市民・事業者・行政の協働により、幸手の環境づくりを推し進める  
体制をつくる重点目標

重点  
目標

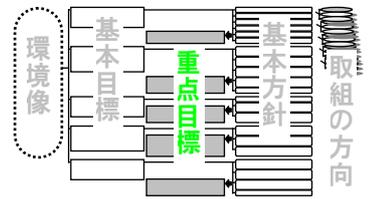
## 市民・事業者・行政のパートナーシップ

### ◆背景◆

- 環境問題においては、規制・公共事業・行政サービスなどでは解決できないことが多くあることから、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組が必要となっています。
- 市民の自発的活動が社会活動として発展していくためには、人々の意欲や能力を結びつけて組織的に活動していくこと、グループ同士のネットワークをつくって情報交換・連携を広げていくことが必要となります。
- 市民の組織的活動には、手段・資金・施設・人材などについての支援が必要です。
- 欧米には、様々な非営利組織（NPO\*）の活動、慈善事業の歴史とそれらを支える社会制度があり、その中で環境への取組も定着しています。
- 日本でも、1998年に施行されたNPO法\*により、市民の自発的活動としての非営利組織（NPO\*）に関する社会制度が始まりました。NPO\*法人となることで、活動への制度的・社会的な認知度が高まると考えられます。
- 施設や制度の企画・運営・管理、また啓発や学習などにおいて、市政への市民参画が進みつつあります。
- 市民・事業者の様々な組織や団体が、それぞれの活動の中で環境にも取り組み、行政や他団体との情報交換・連携を広げていくことも重要です。

本計画策定への市民参画（市民環境会議）





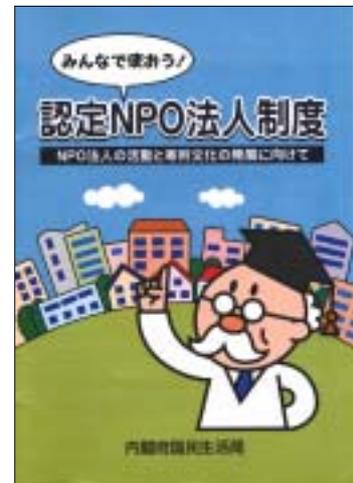
◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
市民・事業者・行政の情報交換・協議・連携を進める組織をつくり、発展させます	情報交換・協議・連携を進める組織の活動が実現すること
市民の社会活動への支援体制を発展させます	支援体制が拡充されること
幸手の環境づくりや循環型社会づくりを担うNPO*活動を発展させます	NPO*の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
行政の環境施策への市民参画を発展させます	市民参画の内容の充実、活動の継続、数・参加者の増加がみられること
行政や市民・事業者の団体(NPO*・企業など)における環境への取組の連携体制を発展させます	連携体制の発展傾向が続き、それぞれの環境配慮に活かされていること
「地球配慮の推進に関する方針」「幸手市行政改革大綱」を活用して、行政の業務における環境配慮の率先行動を充実させます	行政の業務における環境配慮が拡充されること
事業所の環境対策や化学物質・危険物などについて情報公開を充実させます	事業者の情報公開が定着すること



市民参加による環境保全活動



内閣府による NPO 法人の啓発



# 幸手市環境基本計画の進行管理

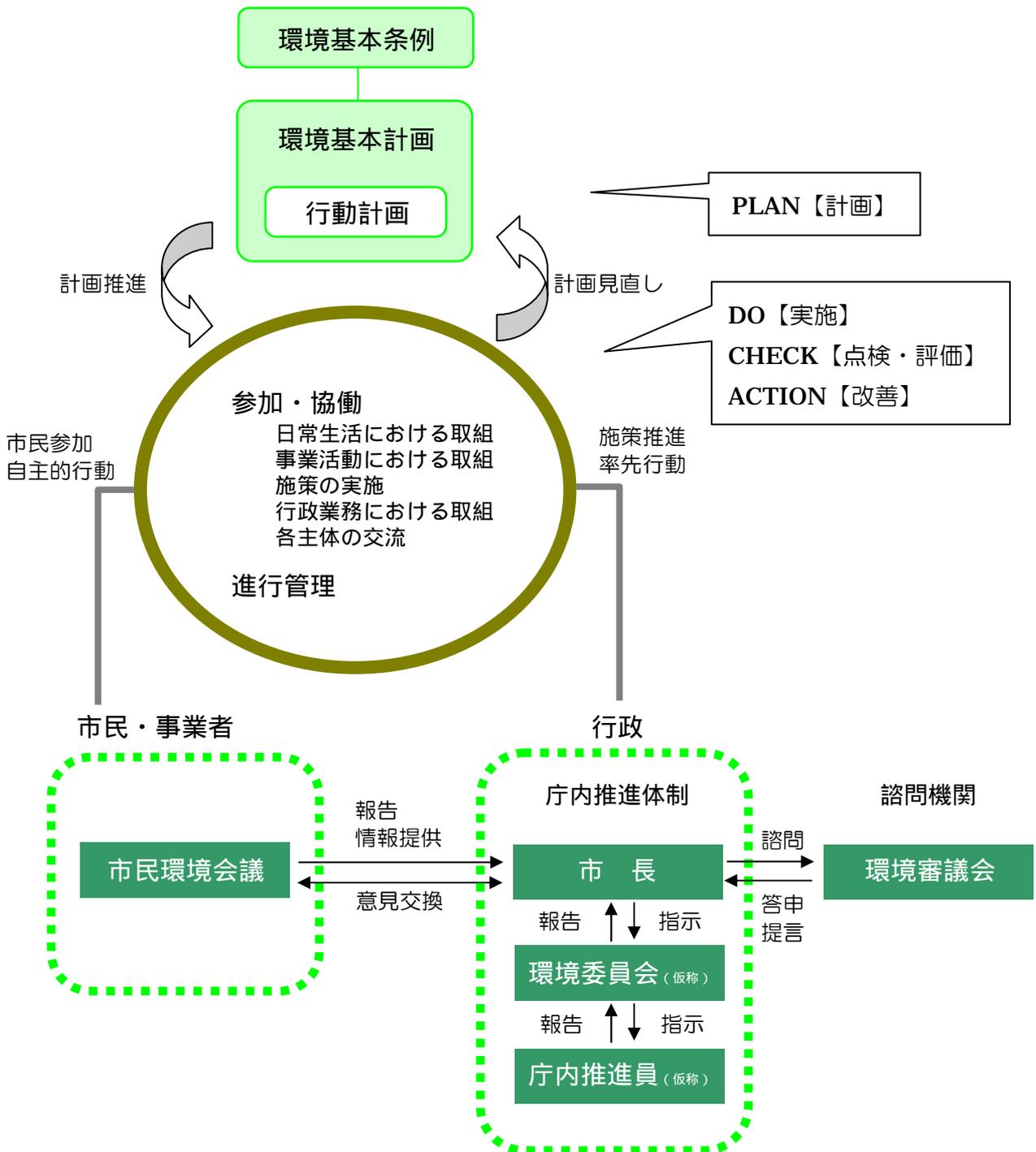
## ◆背景◆

○今日の幅広い複雑な環境問題の解決や地域づくり・環境づくりには、規制・公共事業・行政サービスや事業者の対策だけではなく、市民の主体的な取組、市民・事業者・行政の協働が必要不可欠です。

○行政や事業者が市民のニーズを汲み上げ、また市民の主体的な取組が発展していくためには、情報交換や協議\*を続けていくことが必要です。

◆協働の取組指標◆	◆検証の目安◆
本計画の進行管理を行う庁内の組織をつくり ます	庁内において計画の進行管理が実現する こと
庁内の各部署をまたぐ組織としての環境関連 施策の企画立案部門をつくります	環境関連施策の企画立案部門が設立される こと
市民・市民活動団体・事業者の参画による本 計画の進行管理を行う組織をつくります	市民・市民活動団体・事業者が参画する計 画の進行管理が実現すること
本計画の進行状況を定期的に公表します	計画の進行状況が定期的に公表されること
計画の進行状況や社会動向を図りながら本計 画の改訂を行います	策定後 5 年以内に計画進行が検証され、改 訂に関して検討されること
環境情報の共有に向けた地域環境ガイドを更 新・発展させます	定期的に地域環境ガイドの情報が追加・更 新されること

◆計画の推進体制◆



注) 環境基本条例は平成 17 年度策定予定